

妊娠がわかったら

母子健康手帳をもらいましょう

妊娠届と母子健康手帳交付

妊娠届出をした方に、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は妊娠中の経過やお子さんの成長記録、予防接種などの大切な情報が記録される手帳です。

〈交付場所〉 保健センター 月曜日から金曜日、毎月第2日曜日 8:30～17:15

関宿保健センター 月曜日から金曜日 8:30～17:15

〈持ち物〉 妊婦本人の個人番号カードまたは個人番号通知カードと妊婦の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

問合せ 保健センター ☎04-7125-1190、関宿保健センター ☎04-7198-5011

妊婦のための支援給付金

妊娠届出時(母子健康手帳交付)、保健師や助産師と面談された方に、5万円を給付します。(申請が必要です)

※令和7年度中に変更の可能性があります。

問合せ 保健センター ☎04-7125-1190、関宿保健センター ☎04-7198-5011

健診を受けましょう

妊婦健康診査

妊娠中は、必ず定期的な健康診査を受けましょう。母子健康手帳別冊の妊婦健康診査受診票(14回分)に必要事項を記入し、健診を受ける千葉県内の医療機関または野田市と委託契約をした医療機関に母子健康手帳の提示とともに受診票を提出すると健診費用の一部が助成されます。

【妊婦健康診査の受診の目安】 ●妊娠初期～妊娠23週まで……4週間に1回
●妊娠24週～妊娠35週まで……2週間に1回
●妊娠36週～出産まで……1週間に1回



妊婦健康診査費助成金交付申請

※上記の一部助成を受けられなかった方対象

妊婦健康診査を野田市と委託契約をしていない医療機関で受け実費を支払った時は、妊婦健康診査費の一部助成をしています。

〈申請場所〉 保健センター・関宿保健センター

〈持ち物〉 母子健康手帳・別冊妊婦健康診査受診票・領収書(及び診療明細書)・印鑑(朱肉を使用するもの)・振込先の通帳・本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

〈注意〉 健康診査費を支払った日の翌日から2年以内に申請してください。

受診時に野田市に住民登録をしている方で、野田市の母子健康手帳別冊を交付されている方が対象です。

問合せ 保健センター ☎04-7125-1190、関宿保健センター ☎04-7198-5011

支援やサービスを利用しましょう

両親学級

初めてお父さんお母さんになる方に、育児に対しての関心を高め楽しい子育てができるよう、妊娠中の生活や育児についての講義、実習を行います。できるだけコースI・コースII両方の参加をお勧めします。保健センターへお申込みください。

※野田市に住民登録をしている方が対象です。

●コースI《2回》 ●コースII《1回》

問合せ 保健センター ☎04-7125-1190



チーパス・スマイル

チーパスの協賛店情報や、結婚・子育て支援情報、相談窓口の情報など、結婚・妊娠・子育ての各ステージで必要な情報を得ることができる専用ウェブサイトです。千葉県公式LINEアカウントからも閲覧できます。

URL:<https://chi-pass-smile.pref.chiba.lg.jp/>



【子育て家庭優待カード(チーパス)】

「チーパスの店」(協賛店)でチーパス(カード)を提示すると、いろいろな子育て応援サービスを受けることができます。チーパスカード(紙)は児童家庭課・保健センター・関宿支所・各出張所で配布しているほか、チーパス・スマイルで「電子版チーパス」を配信しています。



〈対象世帯〉 18歳未満の子ども、または妊娠中の方がいるご家庭

問合せ 児童家庭課 ☎04-7123-1093

妊婦歯科健康診査

出産までの間に1回、市内の指定歯科医療機関で、歯科健康診査が自己負担分500円で受けることができます。

※自己負担額は変更される場合があります。

問合せ 保健センター ☎04-7125-1190

(国民健康保険加入者) 出産育児一時金

加入者が出産したとき出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金の直接支払制度(※)等を利用しなかった場合などは、手続きが必要となります。

※ 直接支払制度

出産された方に代わって医療機関等が支払機関を通じて野田市へ出産育児一時金を直接請求し、受け取るという仕組みです。

問合せ 国保年金課 ☎04-7199-2264

(国民年金第1号被保険者の方) 国民年金保険料の免除制度

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

〈対象者〉 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
出産予定日の6か月前から届出できます。(出産後でも届出可)

問合せ 国保年金課 ☎04-7123-1082

国民健康保険の産前産後の保険料減額

出産する予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)に係る分の国民健康保険料(均等割・所得割)が減額されます。

〈対象者〉 国民健康保険加入者で、出産日が令和5年11月1日以降の方(出産被保険者)

問合せ 国保年金課 ☎04-7199-2362

